

# 令和5年度赤村省エネ家電購入支援事業

## (1) 目的

コロナ禍における電力・ガス等のエネルギー価格の高騰を踏まえ、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的に、省エネ性能に優れた家電製品への買換えを支援します。

## (2) 支援内容（補助金の対象経費と補助金額）

- ・ 省エネ家電の購入総額（設置工事等に係る費用を含む）の1/3の金額。
- ・ 申請は、1世帯1品目（申請台数の上限は設けない）につき1回限りとし、補助上限は1品目につき50,000円、補助下限は3,000円とする。

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

## (3) 対象品目

補助対象省エネ家電は、エアコン・冷蔵庫・テレビ・エコキュート・LED照明器具の購入費、設置工事費、消費税及びリサイクル料

※ 値引き、割引、下取り、クーポン及びポイント等を使用した場合は、値引後、割引後及び下取り後の金額が対象となります。

## (4) 申請方法

所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、赤村役場総務課総務係まで提出してください。（申請者の印鑑必要）

- ア 補助対象経費を支払ったことが確認できる領収書等（設置工事等に係る経費を補助対象経費に含む場合は、その金額も確認できるもの）の写し
- イ 製造事業者（メーカー）が発行する保証書（申請者の氏名、住所、購入日、メーカー名及び機種型番が確認できるもの）の写し
- ウ 補助金の振込先が分かる通帳やキャッシュカードの写し、印鑑（シャチハタ不可）

## (5) 申請期間

令和5年10月2日（月）～令和6年2月29日（木）まで

※申請期間内であっても、予算（500万円）がなくなり次第終了します。

## (6) 対象省エネ家電の条件等

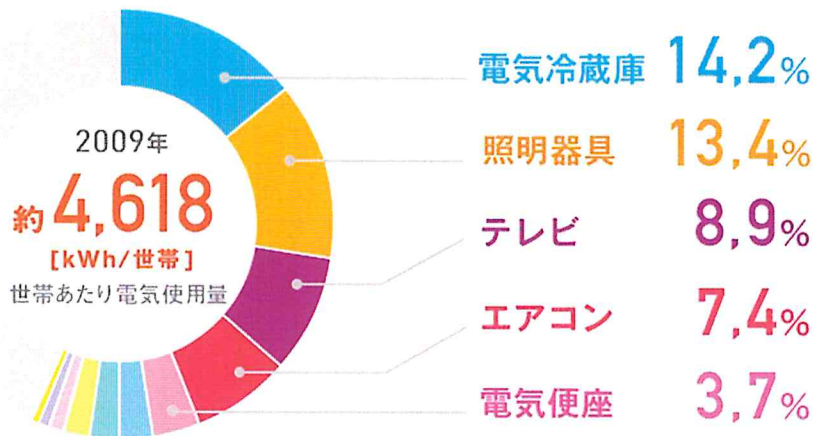
- ア 新品及び未使用品であるもの（ネットオークションで購入したものは対象外）
- イ 2020年以降に製造された、家庭用機器であるもの
- ウ 令和5年9月12日以降に購入したもの
- エ 申請日時点から支給決定日時点に赤村に住民登録のある方
- オ 世帯内に村税等の滞納がない方
- カ 1世帯あたり、1品目につき1回限り申請することができます。なお、同一品目を複数台購入した場合は、その金額の合計額により申請することができます。

はじめに

## 消費電力量の多い家電を知ろう!

消費電力量の多い家電を買換えると、  
省エネ効果も高くなります。

家庭における  
消費電力量の  
ウエイト比較



## 省エネ家電に買換えると、大きな省エネ! 電気代も節約できる!

最新型への買換えによる省エネ効果

### 冷蔵庫

10年前と比べて

約**-47%**<sup>※1</sup>

### 照明器具

電球をLEDに

約**-85%**<sup>※2</sup>

### テレビ

6年前と比べて

約**-29%**<sup>※3</sup>

### エアコン

10年前と比べて

約**-7%**<sup>※4</sup>

### 温水洗浄便座

10年前と比べて

約**-28%**<sup>※5</sup>

<問い合わせ先>

赤村役場 総務課 総務係

☎ 0947-62-3000

内線 110 111